

サービス統計・企業統計部会 第 11 回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 11 回 サービス統計・企業統計部会 議事次第

日 時:平成 21 年 11 月 27 日(金)10:00～12:05

場 所:総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

1.開 会

2.議 題

経済産業省企業活動基本調査の変更について

3.閉 会

首藤部会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第 11 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

私はこの部会の部会長を務めます首藤と申します。よろしくお願いいたします。

今回の部会では、11月20日の第28回統計委員会におきまして、総務大臣から諮問された経済産業省企業活動基本調査の変更についての審議を行います。

今回、審議に参加いただく委員と専門委員につきまして、参考1と書かれました資料の11ページ目、参考4に名簿がございます。

今回は本件に関しまして、第1回目部会ということもありますので、名簿のとおり、委員、専門委員、審議協力者、調査実施者、事務局の方々の順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、今日は宮川専門委員が御欠席でございます。岡室専門委員と引頭専門委員は少し遅れるということでございます。

それでは、名簿の順に沿いまして、伊藤専門委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。

伊藤専門委員 現在、東京学芸大学に所属しております、伊藤由希子と申します。

専門は経済学の中の国際経済学及び産業組織論で、企業の参入退出に関する実証研究を行っております。ですので、研究の第一歩は企業の参入と退出を追えるような正確なパネルデータを構築することで、その縁で経済産業省の企活統計を始めさまざまな企業統計を研究面で使わせていただいております。実際に研究者として使用している者の立場から、統計の今後の利用可能性を高めるための提言について貢献できればと思っております。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 引頭専門委員はいらっしゃいましたら、ごあいさついただきますので、佐々木委員をお願いいたします。

佐々木委員 東レ経営研究所の佐々木です。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 清田専門委員、お願いいたします。

清田専門委員 横浜国立大学の清田と申します。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 後は順番をお願いいたします。

野辺地専門委員 太陽A S G有限責任監査法人の会計士の野辺地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

首藤部会長 西岡さん、お願いいたします。

総務省 総務省の西岡でございます。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 秋山さん、お願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省の秋山です。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 藤寄さん、お願いいたします。

農林水産省 農林水産省の藤寄でございます。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 今井さん、お願いいたします。

経済産業省 経済産業省の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

首藤部会長 内田さん、お願いいたします。

国土交通省 国土交通省の内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

首藤部会長 萩野さん、お願いいたします。

日本銀行 日本銀行の萩野でございます。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 久野さん、お願いいたします。

東京都 東京都の久野でございます。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 最後に大橋さん、お願いいたします。

大阪府 大阪府の経済統計を担当しております、大橋と申します。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 廣松さん、お願いいたします。

廣松委員 情報セキュリティ大学院大学の廣松です。よろしくお願いいたします。

首藤部会長 ありがとうございます。

部会には、部会長の指名によりまして、部会長代理を置くこととされております。本部会の部会長代理は、廣松委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

首藤部会長 それでは、廣松委員、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。

今回の経済産業省企業活動基本調査の改正計画の審議に当たりまして、効率的に実施するために、事務局である総務省政策統括官室が同改正計画の事前審査や本部会の委員等に対する事前説明の過程で出された御意見等を参考にいたしまして、同改正計画に係る論点を整理して、論点メモをつくっております。これは席上配付されました資料1でございますけれども、論点メモとして本部会にお示ししております。

つきましては、基本的にこの論点メモに沿って今回の調査計画の審議を行っていきたく考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料や今後のスケジュールにつきまして、事務局の犬伏統計審査官から御説明をお願いしたいと思います。

犬伏統計審査官 犬伏です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に配付資料の確認をお願いしたいと思います。

議事次第の次のページに詳しい「配付資料一覧」を付けてございます。別紙という形でございます。

資料1といたしまして、資料1-1から資料1-6まで6種類ございます。先般11月20日の統計委員会に諮問したときの資料を中心に整理してございます。

資料2につきましては、今回の経済産業省の調査の改正計画を中心に整理させていただいております。

参考資料が参考1から参考5までございます。

席上配付資料といたしまして、ここにございます席上配付資料1～3まで、それから、何も書いてございませぬけれども、統計法について配付させていただいております。

それから、伊藤先生からの意見についても席上配付させていただいております。

配付資料の関係は以上でございます。御確認いただければと思います。

次に、今後の審議のスケジュールでございますが、参考5を見ていただければと思います。参考1の後ろに付いていると思いますが、先週の金曜日の第28回統計委員会で今回の経済産業省企業活動基本調査の改正計画について諮問が行われまして、部会といたしましては3回ないし4回の部会審議をお願いしたいと考えております。そして、1月に開かれます第30回統計委員会で答申をいただきたいと考えております。

第1回目、本日につきましては、今回の経済産業省企業活動基本調査の改正計画について総括的な御議論をいただく。

第2回におきましては、個別的な意見の御交換をいただく。

第3回で答申(素案)を事務局等から提示させていただきまして、答申(案)をまとめていただくということを考えております。

なお、予備日1月19日を予定してございますが、事務局といたしましては、できれば1月5日の第3回で答申(案)をまとめていただければありがたいと思っております。

とりあえず、私の方からは以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

まず本調査の概要、基本計画での本調査に係る指摘事項及び統計審議会における本調査に係る前回答申での指摘事項につきまして、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いいたします。

また、併せて11月20日の諮問時における統計委員会での議論の概要についても御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、資料1-3をご覧くださいと思います。「経済産業省企業活動基本調査の概要(前回(平成21年)調査)」と書いたポンチ絵でございます。

既に御承知のとおり、経済産業省企業活動基本調査につきましては、我が国企業の事業活動の多角化や国際化、研究開発等の実態を把握しまして、企業の経営戦略や産業構造の変化等の実態を明らかにして、経済産業施策の基礎資料とすることを目的といたしまして、平成4年に創設されております。平成7年以降、毎年調査化が図られてございますが、この間、平成10年、13年、16年、19年と、徐々に調査対象業種の拡充を図って、現在に至っているところでございます。

「調査の概要」でございますが、ここに書きましたように、言わば経済産業省所管業種を中心といたしまして、従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業を対象として、約3万8,000社を対象に実施しているところでございます。

調査の時点は、毎年3月31日現在でとらえていますが、実際の調査票の配付、回収については、5月中旬から7月中旬までということでございます。

調査事項は、ここに書いてあるとおりでございます。

公表の時期ですが、速報については従前は調査実施後10か月以内、確報については1年4か月以内ということでございます。後ほどまた説明があるかと思っておりますけれども、今回、速報については2か月ほど早めることを予定しております。

調査の系統でございますが、経済産業省が民間事業者に委託いたしまして、郵送またはオンライン

ン調査によって調査しているところでございます。

この調査がどういうところに使われているかということは資料 1 - 4、次のページでございます。

この調査につきましては、各種分析が行われまして、その結果、産業政策であるとか通商政策等に使われるほか、各種税制要望等の基礎資料としても活用されております。

真ん中の箱にございますように、各種統計調査、一般統計調査でございますが、これらの調査の調査対象名簿の母集団フレームを提供するとか、また調査対象選定の基礎資料とするという形で広く使われているところでございます。

最後の箱にございますけれども、二次利用という形で、企活調査の調査票情報を基に各種研究機関等で各種分析が行われているところでございます。

それから、今回の主な改正内容ですが、次のページの資料 1 - 5 でございます。これにつきましては、後ほど調査実施者から詳しい説明があると思しますので、省略させていただきたいと思します。

次に、資料 1 - 6 の参考 1 をご覧いただきたいと思うのですが、この調査について幾つか課題等が示されておりますので、それを説明させていただきたいと思します。

最初に平成 21 年 3 月に「公的統計の整備に関する基本的な計画」という、今後の統計行政が進むべき中期的な方針が閣議決定されているわけですが、その中で少し触れられてございます。

第 2 の 3 の (2) の最後のところでございますが「企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする」ということで、今後の企業活動統計の一元化といいますが、そういったことが指摘されています。

下の箱の中でございますが、今後 5 年間で講ずべき具体的な施策というところで、現在、総務省が情報通信産業に関する調査を実施しているわけでございますけれども、経済産業省の企業活動基本調査と連携して一元的に行って、日本標準産業分類の大分類「G 情報通信業」の企業活動の統計を整備する、これは平成 22 年を目途として実施するというところとされているところでございます。

これを受けまして、現在、関係省で検討を行っているところですが、2 枚めくっていただいて「各統計調査の概要」ということで横紙があるかと思します。

現在、総務省の情報通信国際戦略局で通信業、放送業等を対象にいたしまして、平成 6 年から通信・放送産業基本調査、平成 4 年から映像・音声・文字情報制作業のうちのテレビジョン、ラジオの番組制作業について、毎年調査を行っています。

また、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業については、経産省の企業活動基本調査でも実施されているところです。

1 ページお戻りいただきまして、これらを総合的に集約しながら、役割分担しながら調査をつくっていくということで、まず平成 22 年の段階では真ん中の赤い字で書かせていただきましたけれども、情報通信業基本調査ということで総務省と経済産業省の共管で一般統計調査として新たな調査の創設を考えているところでございます。この段階におきましては、企業活動基本調査でとらえているデータについては、こちらの方に移送して、情報通信分野の統計については一括して集計して整理することを考えています。

平成 24 年の段階におきまして、新しい基幹統計の下に経済産業省企業活動基本調査と情報通信産業基本調査がぶら下がるという形で考えているところです。

その後、関係府省で検討を重ねながら、平成 25 年以降、各業種横断的な企業活動に係る統計の一元化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上が基本計画での指摘と対応ということでございますが、詳しい現在の情報通信業基本調査の検討状況については、後ほど調査実施者から説明がある予定でございます。

それから、更に平成 19 年の企業活動基本調査につきまして審議したときの統計審議会の答申がありまして、その中で指摘がございます。参考 1 をご覧いただきたいと思います。参考 1 の 3 ページ目の「3 今後の課題」というところで、今後、企業活動基本調査についてこういったことを検討すべしという宿題が課されているところでございます。

「3 今後の課題」でございますが、企業活動基本調査は企業活動に関する統計体系の中で中核的なものであり、本調査については、企業の事業活動をよりの確に把握するため、調査対象範囲であるとか調査事項等を見直し、統計体系の一層の整備、統計需要に的確に対応することが求められているため、今後、以下の 3 点の課題について検討する必要があるということが言われているところでございます。

(1) でございますが、この中で企業活動に関する統計の体系的な整備ということがうたわれてございます。企業活動に関する統計の体系的な整備につきましては、できるだけ多くの産業分野を対象に統一的に把握することが望まれる。しかしながら、当面は本調査を中心といたしまして、関係府省が整備する統計調査結果とのデータ共用によって必要な統計整備を推進することが適当であるという指摘でございます。

2 パラ目「また」以下でございますが、本調査の調査対象範囲及び規模については、見直すことが必要である。その際に本調査と中小企業庁が実施しております、中小企業実態基本調査との役割分担を明確にした上で、重複是正等を図る必要があるという指摘が行われているところでございます。

(2) でございますが、適切な調査内容と調査票の設計ということで、まず調査事項につきまして、不断の見直しを行いまして、定性的な調査事項については最近の企業行動の変化の実態を把握する必要がある。

また、定量的な事項につきましても、企業の組織再編成や新たな資金調達方法の動向等を注視しつつ、その実態を的確に把握できるように見直しを行うということが言われているところでございます。

さらに、現在の調査票は、いかなる産業・規模の企業活動につきましても、同一の調査票で把握する設計となっているわけでございますけれども、業種によっては必要性に乏しく、記入しにくい事項等が生じているのではないかと。したがって、例えば業種なり企業規模を考慮した複数の調査票による調査を導入することについて、検討する必要があるという指摘が行われています。

(3) でございますが、ここでは有効な結果利用に向けてということで、最初のパラグラフにおきましては、本調査と海外事業活動基本調査とのデータリンケージをして、その結果の提供が求め

られているという指摘がございます。

2パラ目におきましては、先ほど申し上げました本調査と通信産業基本調査や各府省の調査との調整を図って、調査結果の相互比較及び相互利用が可能となるよう集計・公表の仕組みを検討する必要があるという指摘が行われています。

最後に「また」以下でございますが、長期にわたるパネルデータを利用した結果についても、広く一般に利用できるよう公表する必要があると指摘されています。

以上、大きく3点の課題といたしますが、宿題が課せられているところでございます。

それから、先週金曜日の統計委員会におきまして、2点ほど各委員から御指摘があったところでございます。参考3をご覧くださいと思います。

1点目は、本調査の調査事項のうち、定性的な事項については企業経営の方向、バイオテクノロジーの利用状況等のように、言わば思いつきのようなテーマになっている感じがする。そのようなことであるならば、例えば従業員の働き方の在り方等いろんなテーマが想定されるのではないかと御意見がございました。

2点目でございますが、従業者のうち、パートタイム従業者については、就業時間換算で従業者数を記入させているわけでございますが、その他の従業者、臨時、日雇雇用者、派遣従業者については、就業時間換算ではなくて、単に従業者数を記入させております。非正規の割合がどのくらいになっているかということを知りたいときに、企業の労働インプットを時間ではかるということは、それなりに意義がある。したがって、これらについても就業時間換算で把握するようにすべきではないかという御意見があったところでございます。

これらの課題についても、後ほど調査実施者の方から考え方を示させていただき予定にさせていただきます。

とりあえず、私からの御説明は以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、改正計画案、基本計画、前回答申、統計委員会での指摘事項への対応状況等につきまして、調査実施者である経済産業省調査統計部の中村企業統計室長から、今回の改正計画案につきまして御説明をいただきます。

引き続いて、基本計画、統計審議会答申での指摘事項に対する対応状況及び統計委員会での諮問時の指摘事項への対応等につきまして、それぞれ御説明をお願いいたします。

なお、調査実施者からの説明の後で、皆様方から今回の改正計画案に関しますお考えあるいは御意見を順番にいただく。そういう時間を設ける予定としております。よろしくをお願いいたします。

それでは、本調査の改正の要点を中心にポイントを絞って、40分程度で御説明をお願いいたします。

中村室長 経済産業省企業統計室の中村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料2-8をご覧くださいませでしょうか。

今回の企業活動基本調査の計画に係る主要改正点でございますが、中ほどに「2.平成22年調査の改正の背景」とございます。近年、企業のグローバル化やサービス化の進展、企業単位から企

業グループへの活動等、企業活動をめぐる社会情勢等は大きく変化しております。こういうものに対応するべく、企業では経営戦略、組織形態の見直し、人的資産への投資等、企業の活動も著しく変容を遂げております。こういう変化を受けまして、3年前の統計審議会諮問時の答申での課題及び昨年の統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループでの指摘を踏まえまして、今回の調査改正を考えております。基本的に改正内容は調査事項の改正でございます。

その下に「3.平成22年調査の改正の概要」とございます。また後で新旧対照表で御説明させていただきたいと思っておりますが、まず1つはグループ化等を含む組織の再編等の的確な把握といたしまして、企業の概要の中に平成21年4月以降、この1年間における吸収合併、分社化等、組織再編行為の状況を今回追加しております。

また親会社、子会社・関連会社の状況の中で、現在は子会社・関連会社の増加をとっておりますが、減少の項目の追加を考えております。

そのほか、事業の外部委託の状況、また研究開発、技術の所有及び取引状況、これらの各設問においても、内訳といたしまして、関連会社を追加しております。

「2)事業の国際化・サービス化の的確な把握」として、今までとっておりませんでした。取引状況の中でモノ以外のサービスに係る国際取引も追加しております。また地域区分につきましても、最近非常に増えております中国を特掲するなど変えております。

「3)人的資産への投資の的確な把握」として、能力開発費を今回追加しております。

「4)その他」として、負債の内訳項目の追加あるいは配当金の追加、これは3年に一度の調査でございますが、バイオ産業創造基礎調査の母集団情報を提供するために、バイオテクノロジーの利用状況を今回追加しております。

一方、記入者負担の軽減等もございますので、把握必要性が低下した調査事項については、幾つか廃止しております。

1つは、コンピュータ・ネットワークの普及は既にかんがりの水準に達しておりますので、情報化の状況は削除しております。

また、団塊世代の退職問題につきましても、3年前の時に当面ということで入れましたが、大体制度的な取り組み状況がわかったので今回削除しております。

その他、これは3年前に調査した事項と比べてでございますが、請負事業について聞いておりましたが、今回報告者の記入が困難であるため、これは削除しております。

あと、調査結果の公表でございますが、速報の公表時期は現在調査実施後10か月となっておりますが、これを2か月早めまして、8か月以内に早めることを考えております。

それでは、具体的な調査事項の改正内容でございますが、こちらにつきましては、資料2-4、新旧対照表でございます。資料2-3が新しい調査票(案)でございます。基本的には資料2-4の新旧対照表で御説明させていただきます。

1ページでございますが「1 企業の概要」の項目でございます。

こちらの中の「(4)企業の設立形態及び設立時期」につきまして、選択肢を変更しております。

「3.企業組織の変更」とございましたが、こちらにつきましては有限会社から株式会社等への変更

を把握するものでございましたが、会社法の変更に伴いまして、こういうものが余りなくなったため、あえて特掲はせず「5. その他」として整理することを考えております。

「(5) 平成21年4月以降の組織再編行為の状況」を追加しております。既存企業における組織再編「1. 吸収合併」「2. 分社化」「3. 事業・資産の一部を他社に売却(事業譲渡)」等、こういうものを的確に把握するため、直近1年間の企業における組織再編行為について新たに調査するものでございます。

2ページ目でございますが「3 親会社、子会社・関連会社の状況」でございます。

まず一番上に「親会社の有無」を追加しております。ここは未記入であった場合、親会社があるのに書かないのか、そもそもないのかがはっきりしなかったため、それをはっきりさせるために「親会社の有無」という項目を付けてございます。

「親会社との連結関係」のところでございますが、その選択肢に関連会社が入ってしまっていて、実はかなりわかりづらいということもございまして、今回選択肢について見直しを行ったものでございます。

3ページでございますが、これも同じく一番上のところに、子会社・関連会社の有無を追加しております。同じく未記入の場合、そこがあるのか、ないのかがはっきりしなかったため、そこをはっきりさせるために加えたものでございます。

それから、(3)のところに減少の表を追加しております。これまでは新規設立の増加だけでしたが、近年、子会社・関連会社の統廃合等も活発になっておりますので、これらを的確に把握するために新規設立だけでなく、減少の状況も併せて把握するものでございます。

4ページでございます。「4 資産・負債及び純資産並びに投資」の項目でございます。

まず「有形固定資産」のところでございますが、中身は同じなのですが、わかりづらいということで、そこは誤解のないように簡便にしております。今までの「うち、その他の有形固定資産(建設仮勘定含む)」を「うち、土地以外」と変えたものでございます。

それから、負債のところの内訳項目といたしまして、それぞれ追加してございます。ここは資金調達手法が多様化する中で、その調達手法を的確に把握するために内容を詳細化したものでございます。こちらの項目につきましては、法人企業統計からのデータ移送で行うこととしております。

下の「(4) 剰余金の配当状況」としまして、配当金を追加してございます。近年、配当性向は増加傾向にあると言われておりまして、これらを正確に把握するものでございます。

調査票の4ページをご覧くださいいただければと思います。4ページに赤く色を塗ってございます。今回のここでの改正項目のすべてでございますが、赤いところは資本金5億円以上で、財務省の法人企業統計に提出していただいている企業については、記入は不要としております。法人企業統計から個々のデータをもってきて、こちらの方に入れて最後に集計するものでして、記入者負担ということからもそういう扱いをしておるものでございます。今回も同じでございます。

5ページ「5 事業内容」でございます。

この中で「営業外費用」のところで「うち、支払利息等」と入れております。従来これは「(3) 費用の内訳(特掲)」という中に入っていたのですけれども、ただ1つ営業外費用がここに入って

おりまして、わかりづらいということでしたので、むしろ、わかりやすく(1)に、営業外費用の内訳として移したものでございます。そのため、ほかのものは全部まとまった(2)となっております。

それから、従来ありました(2)としまして、外注費でございますが、こちらは後の方に出てきますが、事業の外部委託に移すことを考えております。

6ページでございますが、ここは赤字で「宿泊、飲食サービス」となっております。ここは日本標準産業分類における分類項目名の変更に伴って修正するものでございます。

7ページでございますが「6 取引状況」でございます。ここにつきましては、地域別の輸出入額、売上高の取引状況及び仕入高、こういうものを少し再編、移行いたしまして、地域別、内訳としまして関係会社を追加しております。

また新たに「(3)モノ以外のサービスに関する国際取引」を追加しております。

地域区分につきましては、アジアの内訳として中国を追加いたしまして、中南米、アフリカ、オセアニアはかなり少ないため「その他の地域」にまとめております。

これは本社・子会社間の機能分担、国際化が進展している中で、企業グループとしての国内外取引の把握をするために、地域別に関係会社を追加するものでございます。また、海外取引もモノ以外のサービスも拡大しているため「モノ以外のサービスに関する国際取引」を追加するものでございます。

8ページでございますが「7 事業の外部委託の状況」でございます。旧としましては、19年調査の項目を左側に入れております。3年に一度ということで19年に行いまして、20年、21年は調査しておりませんが、19年と比べた表にしてございます。

今回を19年と比べますと、製造委託の委託金額としまして(2)に追加しております。ここにつきましては、関係会社と海外と入れてございます。

また、製造委託以外の外部委託の状況につきましては(3)のところでございますが、国内、海外のどちらかを追加してございます。

その金額につきましては、(4)といたしまして、こちら「うち、海外」「うち、関係会社」と拡充しております。

これらは本社・子会社間での機能分担等が進む中で、企業のサービス活動、企業のグループ内でのように分担、取引されているかを把握することと、業務の外部委託状況について、委託の有無だけではなくて、委託先区分ごとに把握することを考えております。

19年のところで一番下にあります(3)の請負事業でございますが、ここにつきましては、労働者の受け入れ数について、これは事業者が必要人数等を決定するものでございまして、発注者の方ではわからないため、記入が非常に難しいということがございましたので、今回ここは削除しております。19年と比べて削除という意味でございます。

9ページでございます。「8 研究開発、能力開発」でございます。

(1)といたしまして、前は施設、研究所の保有ということで聞いておりましたが、研究開発を行っているか、行っていないかと、項目の中身を少し変えてございます。

(2)のところでございますが、内訳としまして、関係会社という項目を入れております。近年、企業グループ全体で機能分担するケースが多くなっておりますので、「うち、関係会社との受委託」を追加するものでございます。

「(3)能力開発費」を新たに追加しております。人材の能力開発は設備投資あるいは研究開発と同様に、企業が競争を生き抜く上で非常に重要なものであるため、能力開発投資を把握することでここに入れてございます。そのため、上の事項も「8 研究開発、能力開発」と変えてございます。

10ページでございますが「9 技術の所有及び取引状況」でございます。

ここにつきましても、これまでの項目を少し組み替えまして、内数として関係会社を追加しております。こちら企業グループ全体で機能分担するケースが多くなっているため、こういうふうにしてございます。

11ページでございます。今までが今回の追加等の項目でございます。前回までございました「9 情報化の状況」は削除しております。理由ですが、この調査は資本金3,000万以上、従業員50人以上の比較的規模の大きい企業でございまして、コンピュータ・ネットワークの利用は、既に98%ほどに達しております。これ以上調査する必要は余りないと考え削除するものでございます。

また、電子商取引の関係でございますが、BtoBにつきましては情報処理実態調査で調査しておりますし、また今年10月からでございますが、BtoCにつきましては消費者向け電子商取引実態調査が開始されたところでございます。これら調査により、より詳しい内容もとられているため、ここは削除するものでございます。

12ページでございます。「10 企業経営の方向」でございます。

この中で(2)といたしまして、団塊世代の退職等に対する制度的な取組み状況について今回削除するものでございます。この項目につきましては、2007年問題として前回の御審議の中で数年間は実施した方がいいということで行ったものでございますが、既に3年経ちまして、必要性はかなり低下したのではないかと考えております。このため削除するものでございます。

最後の13ページでございますが「11 バイオテクノロジーの利用状況」でございます。同じく19年調査ということで、左側の旧に書かせていただいております。これにつきましては、これまでのものと少し違うのですが、一般統計でバイオ産業創造基礎調査という別の調査がございます。こちらの母集団情報を把握する観点から3年に一度とるものでございます。今回は前回よりももう少し簡単に、利用しているか、していないかという項目で行うことを考えております。

以上が今回の調査事項の改正内容でございます。

続きまして、基本計画での指摘事項でございます。そちらへの対応につきまして、御説明させていただきます。資料1-6で先ほど御説明ございましたが、基本計画で企活調査そのものではございませんが、情報通信業の分野において、総務省の実施する統計と企業活動基本調査と連携して一元的に行うことがうたわれてございます。

席上配布資料2をご覧くださいませでしょうか。「情報通信業基本調査(仮称)の概要(案)」というポンチ絵を書いております。

一番上の現行の調査体系でございますが、情報通信業につきましては、総務省で行っております通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査、経済産業省の企業活動基本調査とございますが、それぞれの省で独自に調査しているため、調査対象の不一致ですとか、あるいは調査対象の重複・脱漏の可能性があり、各統計の調査結果を総合的に利用できない、情報通信業活動の網羅的・統一的な把握が困難であると指摘されております。このため、基本計画におきまして、総務省と経済産業省の共管で 22 年を目途として、情報通信業に関する統計を整備することが指摘されてございます。

現在、総務省と経済産業省とで調整してその準備をしているところでございますが、その内容は下の「調査の枠組み」のところでございます。基本的にはそこにありますように、通信・放送業、テレビ・ラジオ番組制作業、インターネット附随サービス業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業の 5 つの業に分けます。

一番下のところに「全産業（大分類）横断的な共通調査事項（1 階部分）」とありますが、基本的にこれは現在の企業活動基本調査の項目と考えております。更に上のところでございますが、「情報通信業の各業に固有の調査事項（2 階部分）」を乗せまして、調査を行うことを考えております。

全体としまして、勿論、総務省と経済産業省の両省で共管して行うわけですが、その中でも総務省実施部分、経済産業省実施部分、また更に両省協力実施部分という分担を考えております。

具体的な概要は裏側でございます。

「調査の目的」としましては、日本標準産業分類大分類 G の情報通信業に属する企業の活動の実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とするものでございます。

「調査対象」といたしましては、調査票 ~ がございますが、のところは ~ を対象としたところすべてにいくもので、~ につきましては、それぞれの業の悉皆部分のところ、あるいは資本金 3,000 万以上のところと考えてございます。

「期日」でございますが、3 月 31 日現在で、実際の調査票は 5 月、6 月、7 月辺りで行うことで、今、考えております。

「調査事項」ですが、調査票 は企業の概要以下、基本的に企業活動基本調査と同じものでございます。調査票 ~ につきましては、それぞれ売り上げや営業費用など更に細かい内訳等々が入るものでございます。

「公表」につきましては、調査実施後 8 か月以内に速報を出しまして、11 か月以内に確報を出す予定でございます。

調査の仕方としましては、民間事業者の方に委託して行うことを考えております。

これができるすと、情報通信業全体の動向を網羅的に把握することができますし、また情報通信活動の業相互の関連を統一的に比較することが可能になると考えております。これによりまして、企業活動基本調査そのものではございませんが、情報通信業についても同じように使えると考えてございます。

平成 22 年に実施するのですが、新規の調査でもございますので、まず回収率の確保や制度的なものあるいは報告者が記入できるかとか、そういうところも検証するため、一般統計調査で行いま

して、その後、今 24 年を考えてございますが、基幹統計調査化を考えております。

こちらが基本計画の関係での指摘事項への対応関係でございます。

それから、前回の統計審議会答申での指摘事項への対応といたしまして、資料 2 - 9 をご覧いただきたいと思っております。

先ほど御説明がございましたが、参考 1 に前回の答申がございます。そこで「3 今後の課題」が出ております。基本的にその課題を入れて、現在の対応状況を右側に入れてございます。

「(1) 企業活動に関する統計の体系的な整備」でございます。

としまして、関係省庁が整備する統計調査結果とのデータ共有により、必要な統計整備を推進することが適当であるとされております。

ここについては、先ほど御説明しました情報通信業基本調査(仮称)を 22 年に創設いたしまして、企業活動基本調査とのデータ共有化を図る予定としております。

ほかの調査につきましても、今後引き続き検討していきたいと考えております。

といたしまして、調査対象範囲及び規模について、産業別に相違する企業の活動状況に関する分布情報、産業特性の分析・検討を踏まえて見直すことが必要である。その際、中小企業実態基本調査の役割を明確にした上で、調査対象企業の重複是正を図り、企業活動に関する統計を全体として整備する方向を目指すことが必要であるとされてございます。

こちらにつきましては、現在の企業活動基本調査は、従業者 50 人以上かつ資本金 3,000 万以上という一律の基準で行ってございます。平成 4 年に調査を行いまして、平成 7 年以降毎年調査を行っておりますが、その後、平成 10 年以降、徐々に対象を広げております。サービス業はできる限り広げているところでございますが、特にサービス業等一部業種については、カバレッジとしまして、十分にカバーしているとは言えない状況にございます。

しかし、調査対象範囲の見直し等につきましても、正確な結論を得るには、経済センサス - 活動調査の情報がございませんと、例えば規模 50 人あるいは 3,000 万などはどういうふうにしたら、どの程度カバレッジが上がるかとか、そういうところがわかりませんので、基本的には経済センサスによって整理されました名簿を基に検討をしたいと考えております。

中小企業実態基本調査との関係でございますが、こちらにつきましてはサンプル調査でございます。

まず関係を整理いたしますと、調査対象企業は一部重複してございます。

また、中小企業実態基本調査の方が調査対象業種といたしましては、企業活動基本調査よりも広くカバーしてございます。

重複整理に関しまして、中小企業実態基本調査は施策利用を主目的といたしまして、中小企業基本法に基づいて中小企業の範囲で設定してございます。例えば製造業につきましては、資本金 3 億円または従業者 300 人までが対象となっております。これは業によって異なりまして、卸売りであれば 1 億円または従業者 100 人以下、小売りであれば 5,000 万円または 50 人以下となっております。こういうふうには中小企業実態基本調査の方では、業種によって規模が変わってございます。ただ、こちらの方は調査対象範囲の変更は困難だと考えております。

調査が重複しているところにつきましては、売上高あるいは内訳金額につきまして、企業活動基本調査から中小企業実態基本調査へのデータ移送を行っております。また、その調査項目につきましても、今回 22 年調査において、企業活動基本調査では先ほど御説明いたしました、負債の内訳等を追加してございます。中小企業実態基本調査は内訳もっておりますので、より一緒に見ていくことができるようになるかと考えております。

「(2) 適切な調査内容と調査票の設計」といたしまして、調査事項について、企業活動をめぐる社会経済情勢の変化並びにそれに伴う企業の業務内容の変化、統計需要の変化に即応した見直しです。

定性的調査項目については、毎年ではなくて周期年項目を設定すること等により、最新の企業行動の変化の実態把握をするべきであるということ。

定量的調査項目については、会社法の施行等に伴う企業の合併・買収や純粋持株会社の増加等の企業の組織再編成や新たな資金調達手法の動向等を注視しつつ、その実態を的確に把握できるような調査事項の設定について検討すること。

また、資金調達の仕方を反映する負債の内容や請負事業の内容、活動等の調査事項をより詳細に把握することについて、統計需要に応じて検討することという指摘を受けております。

その下に、答申ではございませんが、昨年行われました基本計画部会第 2 ワーキンググループにおける指摘がございます。細かくは参考 2 にもございますが、企業活動基本調査の関係をここに抜き出しております。

その中でも人材能力開発については、設備投資や研究開発と同様に重要な活動であり、能力開発投資の見える化を図るための基礎資料として投資額を把握する統計の整備が必要であるとされまして、具体的な対応として、経済産業省は企業活動基本調査において、所要の調査項目の設定について検討を行い、平成 21 年度までに結論を得ることが指摘されております。

また、企業のサービス活動が企業グループ内でどのように分担され、取引されているか、そういうことを明らかにすることが必要であることから、具体的な対応としまして、平成 22 年企業活動基本調査において、業務の外部委託状況に関し委託の有無と金額だけでなく、委託先区分を把握すること、事業連携についても相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取組みの有無と件数を把握することの可能性について、速やかに検討を開始することとされております。

ここにつきましては、先ほどの調査事項の一番最初のところで御説明いたしましたが、これらの議論を踏まえまして、今回の改正内容を考えております。

「組織の再編成等の的確な把握」「事業の国際化・サービス化の的確な把握」「人的資産への投資の的確な把握」「その他」と書かせていただいております。これは一番最初に説明した内容と同じでございますので、細かい中身は省略させていただきます。

また、調査把握の必要性が低下した事項については削除しているものでございます。

次に いたしまして、調査票について、業種特性に応じた的確な企業活動の把握と報告者負担の軽減の観点から、例えば業種及び企業規模を考慮した複数の調査票による調査を導入することを検討することとされております。

ここについて検討した結果でございますが、現在の対象業種においては、やはり企業の多角化の把握、業種別の比較等を行うには、同一の調査票の方が望ましいのではないかと考えております。複数の調査票導入ということになりますと、次のような課題があると考えております。

1つは、多角化している企業について、各種の複数の調査票を送付することになりますと、かなり記入者負担が多くなります。

一方、主業格付けを行いまして、その業種特性に応じた調査票を送ることになりますと、逆に今度は主業以外の活動の実態把握が漏れることになってしまいます。

こういうことから、もともとは記入者負担の軽減ということもございましたが、業種によって削ったり、カットするという方向で考えるのであれば、むしろ1種類の方がいいのではないかと。多角化した企業をとらえるのであれば、主業で調査票を分けるよりは全産業可能な調査票をつくる方がいいのではないかと現在のところ考えております。

ただ、今後、企業活動基本調査の調査対象が拡大したような場合には、企業によって記入困難な調査項目が生じる可能性もございますので、そういう際にはまた十分見直しをしていきたいと考えております。

「(3) 有効な結果利用に向けて」です。 海外事業活動基本調査とのリンケージによる、両調査のデータを結合した結果の適切な提供が言われております。ここにつきましては、今年度、企業活動基本調査を用いて作成した企業グループのパネルデータと海外事業活動基本調査の個票を接続いたしまして、海外子会社を含めた企業グループのパネルデータを作成することとしております。これによりまして、企業グループ内の分業構造の変化、グループでの事業再編の動向等について分析を行いまして、公表する予定でございます。

といたしまして、類似の調査ということで、幾つか下に個別具体的な調査名がございます。類似の調査の枠組み又は調査事業を持つ他の統計調査との調整を図り、調査結果の総合比較及び相互利用が可能となるような集計・公表の仕組みについて検討することとされてございます。これも先ほど御説明いたしました情報通信業基本調査を22年に創設いたしまして、企業活動基本調査との相互比較、相互利用が可能となるようにいたします。ほかの統計につきましても、引き続き検討していきたいと考えております。

といたしまして、蓄積データの有効利用と統計需要への的確な対応の観点から、長期にわたるパネルデータを利用した結果について、広く一般に利用できるように公表することについて検討することが言われてございます。こちらにつきましても、調査研究の中で、これまでのデータ、平成3年度実績から19年度実績までございますが、これらの業種分類別売上等々のデータや海外事業活動基本調査の個票等を用いまして、企業グループに関するパネルデータを作成いたしまして、こちらでも一般に公表する予定で、準備をしているところでございます。

これが前回答申における課題及び対応状況でございます。

前回の委員会での指摘は、資料2-11をご覧いただきたいと思っております。先ほど11月20日に行われました統計委員会での御意見をいただきましたところの御紹介がございましたが、ここにもう一度書いてございます。2点ございます。

本調査の調査事項のうち、定性的な事項については、企業経営の方向、バイオテクノロジーの利用状況等のように、言わば思いつきのようなテーマになっている感じもする。そのようなことであれば、例えば従業員の働き方の在り方などいろんなテーマがあるようにも思われるという御意見をいただきました。

定性的な調査事項といたしましては、今回は削除と考えておりますが、情報化のところ、企業経営の方向、バイオテクノロジーは、後ろの方に並んでいるものでございます。

まず企業活動基本調査の調査事項でございますが、基本的にはその下に3つの区分で書かせていただいております。企業組織の概要に関する事項、企業の経営実態に関する事項、企業の戦略的活動に関する事項に分かれますと考えております。この中で企業経営の方向とバイオテクノロジーの新たな調査項目は後ろの方に追加してきたところがございます。わかりづらいのではないかと御意見をいただいておりますので、御指摘も踏まえまして、上記のような基本的な整理に基づいて、記入者の記入容易性等も考慮して、検討していきたいと考えております。

もう一点、従業者のところでございますが、パートタイム従業者については、就業時間換算で従業者数を記入させており、その他の従業者、臨時・日雇雇用者・派遣従業者については、就業時間換算ではなく、単に従業者数を記入させている。これは非正規の割合がどのくらいかということを知りたいときに、企業の労働インプットを時間ではかるということは、それなりに意義があり、これについても就業時間換算で把握することはできないかという御意見をいただいております。

こちらの方は、資料2 - 3の調査票をご覧ください。調査票の2ページでございます。ここに従業者数の項目がございます。この一番下のところに「(2)その他の従業者数」としまして「臨時・日雇雇用者」「(受入れ)派遣従業者」のところから従業者数になっております。

その1つ上がパートタイムでございますが、就業時間換算という項目がございます。まずパートタイムの従業者については、基本的にその名のとおり短時間労働者でございますので、臨時・日雇い等々と比較して、就業時間換算の必要性というのが高いのではないかと考えております。

また、雇用保険の対象でもあるため、本社で一括管理しているところが多くて、比較的回答も容易であることから就業時間換算をしてございます。

一方、一部の企業を今回ヒアリングしましたが、臨時・日雇雇用者及び派遣従業者につきましては、調査対象の企業の雇用保険の対象外となっておるため、一般的には本社で一括管理してございません。そのために回答は非常に難しいという御指摘もいただいております。このため、現行どおり従業者数にしたいと考えております。

私からは以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

犬伏統計審査官から本調査の概要、基本計画での本調査に係る指摘事項及び統計審議会における本調査に係る前回答申までの指摘について御説明いただきまして、その後、中村室長から今回の改正計画案についての御説明、基本計画、統計審議会答申での指摘事項に対する対応状況及び統計委員会での諮問時の指摘事項等について御説明をいただいたわけでございます。非常に膨大な御説明でございましたので、皆様いろいろと御意見がおありになるだろうと思っております。

それでは、御出席の皆様方から今までの事務局及び調査実施者からの説明を踏まえまして、今回の改正案に関する質問、御意見がございましたら、お一人3分から5分程度で順番に御発言をいただきたいと思います。

それでは、廣松委員からお願いいたします。

廣松委員 企業活動基本調査は確か平成4年から開始されたものだと記憶していますが、この調査の目的にもありますとおり、当時は企業活動の多角化、国際化が大変強く言われていて、工業統計の結果を基に多角化、国際化の当時の状況を把握しようとしたわけですが、どうも問題の性質上、事業所単位ではなかなか難しいということになり、こういう企業を対象とした統計調査を始めたという経緯があります。

勿論その前から、例えば財務省の法人企業統計等、企業を単位とした統計は幾つかあったわけですが、こういう形で網羅的な産業分野にわたっての統計調査が出発しました。それ以降、対象産業を拡張しながらここまでできたというのは、大変望ましいことではないかと思います。

ただ、一方で、当然現在は当時とは状況が違うというか、経営環境もかなり変わっている。当時は多角化ということが大変強く言われたわけですが、現状はどちらかという経営の基本方針としては、選択と集中と言われるようになりまして、国際化という言葉も、説明の中にもありましたとおり、最近はもっと広い意味でのグローバル化という形になりつつある。また、企業活動の内容もサービスのウェイトがかなり高くなっている。そういう意味で、やはり現在の状況に合わせてというか、調査項目の見直しをする必要があるのは当然のことだろうと思います。

だからといって、調査項目をどんどん増やすと、これは報告者負担の問題が必ず起こる。現在でも統計調査に関して、調査対象の方々、個人もそうですし企業、事業所もそうですが報告者負担がきわめて大きいという意見があり、報告者負担とのバランスをどうとるかというのが大変大きな問題ではないかと思っています。

その意味で、今回の修正案は主として調査項目の見直しという点に関するものですが、この部会で、今、申し上げました新規に加えるべきもの、それと報告者負担との関係をどう考えるかということが議論の中心にならざるを得ないのではないかと思います。それが1点目です。

2点目として、前回平成19年に行われた答申、この3月に閣議決定されました基本計画の中で書かれたことに対する対応、この2点について今回の調査としてどう対応するかということでございますが、今までの答申の暗黙の了解として、今後の課題として書かれたものに関しては、その次の調査の計画までに可能な限り調査実施者の方で努力をしていただいて、それを実現するということになっています。

先ほど調査実施者からも御説明いただいたとおり、大きく3つ、今後の課題として前回の答申で指摘されたわけですが、今、読みましても、かなり大きな問題も含まれていますので、平成19年から今までの間にそれをすべて解決あるいは実現するというのは、大変難しいと思います。今回とりあえず第一歩として情報通信業基本調査の目処が立ったというか、具体的な計画が出されたということに関しては評価をしたいと思います。

今後それ以外の企業を対象とした調査と企業活動基本調査との関係、これは基本計画の中でも使

われている言葉ですが、企業関係の統計の体系的な整備というものをどうしていくかということは、今回、個別の調査項目の審議と同時に少し中長期的な観点からの議論もする必要があるのではないかと思っています。

ただ、現状でも先ほど御説明がありました、企業活動基本調査の一部の項目に関しては、例えば法人企業統計調査あるいは科学技術研究調査の結果をデータ移送という形で使っているわけで、そういう形での調査間の関係の整備ということもあり得る。その意味では、前回の答申にも書かれていることで、これは同じ経済産業省の中での話になるかと思いますが、中小企業実態基本調査との関係に関しては少し詰めて考える必要があるのではないかと思っています。

とりあえず、今、政策統括官室、調査実施者の方から御説明を伺った私の感想です。

首藤部会長 ありがとうございます。

続きまして、佐々木委員、お願いいたします。

佐々木委員 先ほど資料2 - 11で説明がありましたように、統計委員会での2つの発言のうちの1つは私が出したものです。私の意見そのものは全体を見ていないで、思いつきに発言していますので、これから言うことも思いつきの発言になるので勘弁いただきたいと思います。

細かいところをずっと聞いていますと、なるほど、そのとおり、もっともということがたくさん出てくるのですけれども、例えば関係会社の子会社の増加が幾らありましたかと言っているのに、今回は減少が幾らありましたかということが新設されているのです。これは企業の立場からいくと、とくに終わったことなのです。数年前から子会社の整理ということはしてしまして、大幅な削減をしてきて、辞めたり統合したりしているのです。それから、関係会社の取引の実態は、企業としては極めて重要な問題なので、それこそ何年も前からしていることなのです。こういう項目が今ごろになって統計に出てくるということに極めて違和感を覚えます。

今回の案のようなものがどのような形で出てくるのか。この説明を聞くと、なるほど、ここはもっともだということで終わりますけれども、実際はもっと大事なことが改定しなければいけない問題としてあるのではないかとすごく心配をするのです。つくり方というか、この改定案をどのようにしてつくってくるのか。企業の実態をどのようにしてヒアリングされて考えておられるのか、その辺はもし答えが出るのでしたら、お聞きしたいと思います。

首藤部会長 ありがとうございます。

どういたしましょうか。まとめて後で御質問に答えていただく。あるいはその都度答えていただいた方がわかりやすいかもしれません。その都度答えていただきましょうか。

中村室長 それでは、お答えいたします。

首藤部会長 簡単をお願いいたします。

中村室長 企業の実態から比べて少し対応が遅いのではないかという御意見をいただきまして、大変恐縮でございます。

どういうふうに調査項目を改正しているかということでございますが、先ほどありました、少し古いかもしれませんが、前回の答申、3年前でございますが、そこでこういう項目が更に必要ではないかと言われたもの、あるいは昨年統計委員会の第2ワーキンググループでこういうところを

更にとっていった方がいいと指摘されたところを中心に経済産業省の中で検討会をつくりまして、見直しを行ったものでございます。

首藤部会長 ちょっとお伺いしたいのですが、その検討会のメンバーというのは、どういう方が入られたのでしょうか。見直しの新しい項目などが追加されたときの検討会のメンバーというのはどういう方ですか。

中村室長 メンバーは、例えば昨年のワーキンググループ等に参加された先生とか、あるいは日ごろからかなり企業活動基本調査をお使いの先生方、ほかに実際に書けるかどうかということで、公認会計士の先生などを入れて議論させていただいたものでございます。

佐々木委員 どういうメンバーかというのは大体わかっていますけれども、もう少し企業の話聞けるような対応があるといいと思いました。

首藤部会長 また引き続き御議論いただくことにいたしまして、時間が限られておりますので、お一人ずつ伺いたいと思います。

伊藤専門委員、お願いいたします。

伊藤専門委員 手短に御説明申し上げるためにメモをつくりましたので、そちらの方をご覧ください。

個々の論点はいろいろ出てきているわけですが、私からはこの統計が目指すべき方向性を大枠で確認するために、重視する点を2点挙げたいと思います。

1点目は、他の統計との利用互換性が高い状態を確保することがまず大事なのではないかということです。いかに1つの統計の中身だけを改善しても、ほかの統計と全く互換性がなければ、その価値は非常に制約されてしまうと思います。

2点目は、一定以上の回収率があり、セレクションバイアスが少ない統計にすることが大切ではないかということです。企業側にきちんと記入してもらってこそ統計としての意味があり、特定の企業からしか情報収集できないというバイアスがあると、やはり統計の価値が制約されてしまいます。

具体的な意見については、これまでの議論との重複は省いて説明申し上げますが、例えば1点目に関しては利用互換性を高めるための方法の1つとして、ほかの統計とデータリンクが可能な企業統一番号というものをつくってはどうか、という提案があります。現状では経済センサスの名簿などを通じて、各統計相互で名簿情報を突合したり、番号のコード変更を行ったりしないと、ほかの統計と合わせて利用することができませんが、名簿情報を手に入れようとする、それは個人情報なので入手に制約があります。こちらとしては、名簿情報そのものが必要なのではなく、複数の統計を突合することだけが目的なので、総番号制化して、統一番号のようなものをつくれれば、匿名性も確保できてリンクも容易な統計が作成できるのではないかと考えています。

また、他の統計と同類の調査項目があるような場合は、定義の統一、業種分類や品目分類のコードが統一されているかどうかということも業種横断的に、省庁横断的に確認する必要があるのではないかと考えています。

このように技術面で互換性を確保することに加えて、さらに省庁の調査運営体制、統計運用体制

の面でも互換性を双方向性に確保することが必要だと思えます。端的にいつてしまえば、1つ母集団情報というものをかなり正確に把握しているハブのような統計部局をつくる、というイメージです。まず各府省の原局が持っている業界名簿というものをハブの統計部局に提供する。そして統計部局が集計した結果というものを相互利用可能な形で各府省に提供する。このように運用面でのハブとスポークの関係というものができれば、情報の収集や利用が効率的になると思えます。

2点目に関する点ですが、やはり回収率が低ければ、いかにいい調査票をつくっても意味がないと思えます。その意味では、重複する調査項目や、余りにも記入担当者にとって負担になるような項目というものは削除してもよいのではないかと考えます。

例えば企業の財務担当者が記入するときには、人事の細かい従業員人数ですとか、営業での実態というものは把握しにくい。そして詳細過ぎて容易に回答できないと、結局空欄になってしまうことがあります。研究上での情報整理においては、たとえば記入欄が空欄の場合、実績が本当になく、0だから空欄なのか、それとも実績はあるのだけれども、未記入で空欄になってしまっているのかということが非常に判別しにくい場合が多くあります。そういうことがあると、統計の項目としてせっかくあるのに生かされていないということになってしまいますので、各統計を横断的に比較して、調査項目を再検討していただくということが必要かと考えます。また、1つの企業に複数の調査票が回ってくるというのは、非常に煩雑なことになりますので、統計ごとに調査対象の住み分けを図ったり、類似する統計の統合を図ったりということが必要ではないかと思っております。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

廣松委員 一言だけいいですか。

首藤部会長 どうぞ。

廣松委員 伊藤さんのおっしゃったことは大変重要な点だと思いますけれども、ちょっと気になったのは、言葉の問題ですが、企業の名簿情報が個人情報というのは違うと思えます。企業名簿というのは個人情報保護の対象でもありませんし、名簿情報はすべて個人情報だといってしまうと、広く解釈し過ぎて、過剰反応が出てくる恐れがあります。

それはともかく、おっしゃった点に関しては、まだ始まったばかりですけれども、基本計画の中でビジネスレジスター整備という形で、何とかここでおっしゃっている統一番号、これは企業に関してですが、つくろうという努力はしています。

伊藤専門委員 説明不足で申し訳ありませんでした。私が申し上げたかったのは、ある情報を記入した企業の企業名が、名簿と突合することで記入した内容とともに特定されてしまうと、それは秘匿すべき守秘義務がある情報になってしまうけれども、それが番号でしか把握できないのであれば、利用可能性が高まるであろうという意味で申し上げました。

首藤部会長 ありがとうございます。今、伊藤専門委員がおっしゃった点は、例えば情報の出し方の点で、非常に特定化されるということで、バイアスがかかるような情報の出し方になるということは避けたい。こういう御趣旨でございますか。ありがとうございます。

それでは、引頭専門委員、お願いいたします。

引頭専門委員 先ほど佐々木委員から非常に辛口の御意見があったのですが、私は今回の項目の追加は、かなり調査実施者の方で御苦労されたと思っていて、この方向としては高く評価したいと考えております。

ただ、いかんせん、まだ詰め切れていないところがあると思っている面が幾つかあります。それは逆に佐々木委員の御指摘と同じ意見なのですが、これで何を最終的に知りたいかという目的をもうちょっと明らかにする。要するに議論の中で明らかにして、どういう項目にしていくかという微調整をしていかないと、記入はしてもらったけれども、最後にそれを分析するときに整合性がとれないとか、これで日本全体のことを言えるのかとか、そういうことが懸念されるということなのです。

具体的に申し上げますと、今回、関係会社という項目ができて、これは非常にいいと思っています。ただ、よく考えてみますと、今、持株会社などがはしてきていて、自分とは直接資本関係はないけれども、言ってみればいとこ同士だけれども、いとこの会社がグループ内のアウトソーシングを一手に引き受けている場合があったりします。そのときは多分ここだと全部漏れてしまうと思います。つまり、自分を中心とした親会社、関連会社という整理になっているので、いとこのところに出した場合は、いわゆるグループ外というくくりになってしまうのではないかと思います。私も一応読み込んだのですが、ちょっと読み込めていなかったら恐縮なのですが、そういうことがまたあり得る。それは関連会社の関連会社とか、そういうことも含めてあると思います。

ですから、やはり自分中心で見るのか、あるいは親会社を中心として見た場合の企業集団グループだという感じにするのか。何を知りたいかによって切り口が違おうと思うのです。その辺りがつまびらかになると、つまり、何を知りたいかということがはっきりわかって分析をするとすると、この調査の意義といいますか、社会的影響力というかメッセージ性、インプリケーションが非常に上がるのではないかと印象を持っているわけです。

それから、能力開発というものもここに出てきて、これも非常にいいと思っていたのですが、ただ、いかんせん、だれを対象にしているのかというのがわかったようではわからない。つまり、何を言いたいかという、例えば正社員の人というのは当然入っているでしょう。だけれども、派遣の人であるとか正社員外の人への教育まで含まれているのかどうか。注意書きには留学に行ったときには入れてねと書いてあったのですが、それ以外はどうかとか、それも含めて何を知りたいかということに関わってくると思います。

ここで対案を出すのは何ですが、例えば能力開発費の対象となった人数は、正社員がどれぐらいで、派遣がどれぐらいだとか、それは最初に答えていますから、それと同じと書くとか、あるいはそうしないで、もともと能力開発費はすべて含むという定義をしておいたら金額は1本で済むとか、いろいろなやり方があると思うのですが、これも多分そういう切り口だと思います。

それから、最後に佐々木委員の先ほどの御意見で、僭越ながらですが、事業会社は子会社とか関係会社の統廃合が終わったというお話を賜ったのですが、先進的な会社はそのとおりでございます。佐々木委員の属されているような会社はそうなのですが、現実問題まだ子会社数が多いし、国内もさることながら、海外子会社の統廃合というのがまた別の 이슈として出てきたりしてい

ます。あとグローバル化の中で、新興国で新しく拠点をつくらうという動きが出てきたりとか、結構激しく出入りがあるという感じがしているのです。

そうした中で、今回、関係会社との海外の取引の話なども出ていますので、合併とか買収としか書いてないのですが、本当は海外というものを入れてほしかったと思ったりするのですけれども、それも含めて何を知りたいかをもう一回考えて、項目の微調整をした方がよいというのが私の意見でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。非常に共感するところの多い御意見でございました。

それでは、引き続きまして、岡室専門委員お願いいたします。

岡室専門委員 一橋大学の岡室でございます。実は私以前に統計委員会の某ワーキンググループの中で仕事をさせていただきまして、そのときに主張したのは、これまでの日本の統計の状況を見ると、事業所レベルの統計というのはかなり整備されているし、また経済センサスもできます。これを使っていると、企業内のいろんな問題やサービスの動きあるいは情報の流れというものはかなりよくわかるだろう。しかし、企業の枠を超えた取引、特に先ほどまさに議論がありましたような子会社、そういった企業グループ間のサービスの取引というのは、まだ十分に把握できる状況にないということで、この点について企業統計を今後整理すべきだろうという議論を出しました。

そして、また先ほどの佐々木委員の御発言に関連しますけれども、やはり子会社の統廃合と申しますか、あるいは純粹持株会社の設立とかそんな動きは、特に中小企業だとか新しい企業を見る限りまだまだ活発であるし、そういうところは十分に把握できないと思いました。そういったことの把握の必要性を主張しまして、幸い今回そういった点が企活の改定において大幅に反映されまして、その点は大変うれしく思っております。

その上で、大変御苦勞の結果を拝見しまして、しかし、幾つか懸念がありますので申し上げますと、1つは資料2-9にありましたような、業種特性に応じたあるいは企業の規模に応じた調査票の使い分け、配り分けということになりまして、基本的には業種特性に応じた配り分けというものは必要だと思っておりますけれども、ここにありますように、多角化している企業の扱いという問題が非常に大きく出てくるので、今後検討したいと思っております。規模による配り分けというものは、もしかしたら検討の必要があるのではないかと。

例えば、これまでも製造業の工業統計調査では規模による使い分けをしていますけれども、製造業でいうと50人以上ということで、中小企業の範疇に入る。300人までが製造業では中小企業ですので、その範疇に入る企業はかなりあって、製造業でいうと企活の調査対象企業の多分7割かそれ以上ぐらいは中小企業である。そうした場合、勿論中小企業だからといって、これをしていない、あれをしていないということはないのですけれども、特に細かいことは十分把握できていない。だからこそ十分に活用できない項目がかなりあるように思います。

私は日ごろ中小企業に関するいろんな分析をしますので、勿論、規模の小さい企業も含めた細かいデータがほしいというのが本音ですけれども、ただ、先ほど伊藤専門委員の御意見を踏まえまして、やはり調査の精度、回答の精度、整合性を高めるためには、今後、企業規模に応じた調査内容の振り分けと申しますか、使い分けを検討する余地があるのではないかと申します。

それに関しまして、先ほど中小企業実態調査との重複や調整の議論が出まして、私もこの点について、新たな調整の検討を今後更にお願ひしたいと思うのですが、中小企業実態基本調査は任意の一般統計ですので、企活の基幹統計と比べまして、どうしても回答率が低いという問題があります。回答の精度ももしかしたら低いところがあるかもしれないということで、その点についてはある程度重複してデータをとるといのはやむを得ないのではないかと考えております。

あと、ほかの統計との関係に関しましては、情報通信業との調査の共同化の話がありましたけれども、私もその方向には勿論賛成ですが、細かい点で少し気になるのは、今後一部の業種に関しては経済産業省が企活をおやりになる。ほかのところは総務省がおやりになるというお話ですけれども、経済産業省所轄のところ、対象企業規模が資本金3,000万以上となっていますけれども、これまで企活で行われたような資本金3,000万以上かつ従業員50人以上という条件と違うことになるのではないかと。つまり、資本金は3,000万以上ありますけれども、従業員数はもっと少ない。こういった企業があると思うのですが、そういうことで、調査対象の漏れというか欠落というか、整合性のなさというものがもしかしたら出てくるのではないかとということで、まだ細かく言えませんけれども、この点について検討をお願ひしたいと思います。

調査内容については細かいことが言われていますけれども、大きな点で気になりましたのは、いろんな新しい項目が加わりまして、情報量が増えるのは大変うれしいのですが、幾つか関連が強いといいますが、似たような質問がある。

例えば、今回新たに加わったモノ以外のサービス取引という項目があって、また別のところで製造業以外の業務の外部委託というものがあって、そういうところを調査客体が回答する場合、先ほど引頭専門委員のお話にもありましたように、その定義間の違いと関連というものがよく理解されていないと、結局そこに出てくる結果のデータというものが後でうまく利用できなくなるのではないかとということで、そういったところの関連性の明確な把握などを検討していただきたい。先ほど言ったサービス取引と製造業以外の委託の関係あるいは能力開発の話、外注とか、そういったものが幾つかあります。

幾つかありますけれども、以上が私の意見、感想でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。多岐にわたって御指摘いただきました。

清田専門委員、お願ひいたします。

清田専門委員 横浜国立大学の清田と申します。よろしくお願ひいたします。

2点ございます。

1点目は伊藤専門委員のお話と重複する部分があるのですが、廣松先生からもございましたように、今、ビジネスレジスターというものが導入されているということなのですが、異なる統計間の企業番号を統一できないかという点です。このようにすることで、企業活動基本調査ではカバーできない情報を他の統計で補うことができるようになります。勿論、問題もあると思うのですが、例えば名簿情報をだれが管理されるかといった点も含めて、この場あるいはこれから3回の間に少し議論を深められないかというのが1点目です。

2点目は品質の確保です。これも伊藤専門委員と岡室専門委員の話と少し重複するのですが、ク

ロスセクションの一時点の品質という意味だけではなく、時系列を通じた品質の確保という点です。数年前になるのですが、乾先生の前任者だった現在慶應大学の中島教授と現在の日銀の副総裁で、その当時東大の経済学部の教授だった西村先生と一緒に、企業活動基本調査の個票を利用して、企業の参入退出と生産性のパターンというものを分析したことがございます。そのときわかったことは、時系列的に見ると、売上や雇用が非常に大きく変動している企業があるということです。集計されるとそれがわかりにくいのですが、個別の企業では、重要な経済変数の中に異常な動きをしているものが見られます。

これに関連するのですが、2年間の変化というのとはとらえやすいのですが、3年、5年というスパンで見ると、もともと調査対象だった企業が調査対象から外れた後、数年後に再び現れてくることになりました。企活のメリットは企業番号で長期的に追跡できることですので、その利点を生かした上で、長期的な質の向上というものを検討していただくと、より信頼性が増していいというのが意見です。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

廣松委員 私が先ほどよけいなことを言ったものですから混乱を招いたかもしれませんので、追加として一言だけ申します。

現在、ビジネスレジスターそのものは存在しません。これまでの事業所・企業の名簿データベース、それと経済センサスの基礎調査が行われて、今、名簿整備をしているところですが、それらを核にした上でそれを発展的にビジネスレジスターの整備を行っていこうというのが基本計画の中で言われていることです。

犬伏統計審査官 よろしいでしょうか。事務局から少し補足させていただくと、新しい統計法の中に事業所母集団データベースというものが規律されています。これは総務大臣が管理することになっています。

これが先ほど廣松先生からお話がありましたように、昔は事業所・企業統計調査、最近においては経済センサス - 基礎調査ですが、事業所・企業の全数について調査している調査でございますけれども、その結果に基づく名簿情報をデータベースという形で持っております。

なおかつ、今、検討を進めてございますけれども、毎月の事業所等の改廃の状況について、商業登記簿とかの情報を基にメンテをしていく形になっております。

それから、今、お話に出たビジネスレジスターは、その発展系になるかと思えますけれども、各種統計調査結果を取り込んで、ビジネスレジスター自体から新しい統計ができるような機能を持つものと理解しています。その発展系まで含めた形で、今、基本計画で指摘されていますので、関係府省間での検討会を設置して検討しているところでございます。

また、今、法令上決められている事業所母集団データベースというものについては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」というものが策定されていまして、各府省が事業所ないし企業の統計調査を行う場合、基本的にはこのデータベースを使うこととされています。そういうことによって、共通の名簿情報によって調査を行っていくということが義務付けられていますので、こ

れが進んでいけば言われるような統一番号を含め、各調査問でのリンケージというものはたやすくなってくるのだろうと思っているところです。

以上です。

清田専門委員 ありがとうございます。

首藤部会長 番号制への移行というのは、一応方向性としては明確にされていると理解してよろしいのでしょうか。そこまではっていないのですか。

犬伏統計審査官 結果的にそういう形になるかと思えますけれども、統一番号をつかって何とかと明示的に言っているものではございません。ただ、機能としてはそういうものを持ってくることになると思います。

首藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、野辺地専門委員、お願いいたします。

野辺地専門委員 会計士の野辺地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

統計の回答に当たって、企業サイドの回答をする立場になって考えますと、1つとしては、質問されたことについて答えていくときに、まず戸惑わない。何を聞かれていて、何を答えたらいいのか戸惑わないということが第1点です。

第2点としては、金額を記載する場合、別途集計作業に多大な作業を要しない。企業としてある程度把握している数字を記載できるようなものであれば、回答率も向上するでしょうし、回答内容にばらつきとかそういうこともなくて、正確な数字が出てくるのではないかという意味で、記入者負担も軽減されますし、精度も上がるし、回答率も向上する。そういう点が1つの大きなポイントではないかと思えます。

そういった観点で、今日いただいた資料を拝見させていただきますと、資料2 - 4、前回との比較表の中で2点ございます。例えばこんな点かと思うのですが、8ページをご覧いただけたらと思います。

8ページの「7 事業の外部委託の状況」でございまして、真ん中辺に(3)として製造委託以外の外部委託の状況ということで、1~12まで個々の項目が記載されています。その下に(4)として具体的な金額を書くようになっているのですけれども、一般企業、普通の会社は経理上外注費とか業務委託費、支払い手数料というものは個々の勘定科目として把握しているので、それは非常に簡単に記載できるのですけれども、例えば1の情報処理関連、5の福利厚生関係とか、9の運送・配送・保管、10の清掃・保安といったもの、IT関係の費用とか配送費、営繕費、要するにほかの支出も一緒に入ってくるようなものに外部委託のものが含まれて入ってくる。そうなってくると、帳簿をひっくり返すとか伝票をひっくり返して個々に拾っていかないと、外部委託の金額が把握しづらい状況で、どこまで拾えばいいのかというのは戸惑うというのが気になるところです。だからといって、この質問形式をどうするかというのはなかなか難しいところだと思うのですけれども、多分そこら辺で戸惑いが出るというのが7のお話だと思います。

もう一つ、10ページをご覧いただけたらと思うのですけれども「9 技術の所有及び取引状況」でございまして。この表の中で著作権というものがあまして、その内訳として「うち、ソフトウェ

ア」というものがございます。ソフトウェアをめぐるのは、昔から会計基準とか取扱いというのは非常に不明確でして、平成 10 年ごろに試験研究費等に係る会計基準というものができて、その中でコンピュータのソフトウェアについての会計の扱いもかなり明確になってきました。今、一般企業は無形固定資産の中でソフトウェアとして処理しているものは、ほとんど全部がコンピュータ関係のソフトウェアであります。財務諸表等規則というのは、公開会社を対象としているような会計の規則であり、その中でソフトウェアというのは独立科目として基本的には整理されている。

著作権というのはその他の無形固定資産という分類で、ここで記載してあるように著作権の中にソフトウェアがあるのではなくて、ソフトウェアというのは別にコンピュータのものとしてあって、それ以外に著作権があれば記載するというように、その他の項目の 1 つとして記載する扱いなので、多分企業としては著作権の中にソフトウェアがあり、ソフトウェアというのはいわゆる出版物みたいなもののソフトのノウハウみたいなものを言っているのか、コンピュータのものを言っているのか、どちらなのだろうとまず迷うだろう。自分のところはコンピュータのソフトウェアの金額がこれだけあるけれども、それはどこに書いたらいいのかということで、また迷ってしまうということで、ここら辺は多分記入する方は迷うのではないかという気がします。

ですから、これをどうするかということは、例えば 1 つの方法としては著作権とソフトウェアを切り離して、別項目で聞いてしまうというのも 1 つの方法だという印象は受けています。ソフトウェアというものは、近年非常に各企業ともたくさん支出してしまっていて、コンピュータの関係のそういういった支出がどれだけあるかということも、それなりの 1 つの有用な情報であると思いますので、統計上どう扱うかということも検討してみるといいと思います。ただ、特許権にしる、それ以外のこういう権利にしる、無形固定資産として上がっている金額というのは、支出金額そのものではなくて、償却し終わった残りの部分が資産として上がっているもので、支出額そのものが正確にとらえられるかということ、必ずしもそうではないという面はあると思います。

以上が回答する立場の人に立って、ちょっと気になるところです。

それから、先ほどから既にほかの専門委員の先生方からもお話が出ています、企業グループとしての活動という点に関しては、親会社、子会社以外でも公開会社は有価証券報告書で関連当事者取引ということについて、兄弟会社とか資本関係がなくてもいわゆる支配しているような相手との取引高というものを開示するようになっていきますので、そういったものを今後どういうふうに統計に当たってもとらえていくのか。ただ、現在はあくまで有価証券報告書でもって記載を求められているという公開会社を対象とした要請なので、これが一般企業にどこまで要請できるかという点はあるかだと思います。

同じような観点からいいますと、国際的な会計基準の統一ということに伴いまして、公開会社でいえば連結業績が中心でもって対外的に発表していく。要するに個別決算ではなくて、連結業績がメインだという中で、企業活動というものをどういうふうにとらえていくか。企業グループとしてとらえていくというふうに、これからどんどん世の中が変わっていくのではないか。そういった中で、こういった企業統計の中に、そういった項目をどれだけ取り込んでいくのか。

ただ、連結というのは、現在は公開会社を対象としたルールですから、こういう企業活動調査で

どこまでそれを求めていくのかというのは非常に難しい面がありますけれども、恐らく会計とか企業活動というものは、そういう形でどんどんシフトしていく、見方を変えていくようになっていくと思いますので、そこら辺も含めて検討していくことがよろしいのではないかと思います。

以上です。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、専門委員の方からひと通り御意見をいただいたわけでございますけれども、続いて、調査実施者から、御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。途中で多少お願いをいたしましたけれども、いかがでございますでしょうか。何かございますか。

犬伏統計審査官 今までの御質問等について、今の段階で答えられるようなことがあればお願いします。

中村室長 かなり個々の問題もございましたし、先ほど見ました論点メモの方に書いてあったところもありますので、むしろ、その流れの中でお答えした方がいいと思います。個々の問題はそういうふうに考えております。

先ほどの説明の中で抜かしたかもしれませんが、他統計との重複のところ、今度行う情報通信業の調査は、先ほど申しましたように、1階部分は基本的に企活の調査項目と同じでございますので、企活調査の対象となるところにつきましては、情報通信業の調査は実際には書いていただかなくて、全部移送して行うことを予定しております。

それから、企業番号のところ、企活調査と海外事業活動基本調査については、番号はわかるようになっておりますので、リンケージ等を行うことは可能となっております。

私からは以上でございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

それでは、時間が押しておりますけれども、事務局から今日の論点メモに関して御説明をいただきます。犬伏統計審査官お願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは、席上配付資料1というものをご覧いただければと思います。今後この部会での審議をしていただく上でのたたき台ということで、事務局の方で整理させていただいたものでございます。このメモについては、あらかじめ先生方に説明に伺ったときに御指摘いただいたような事項を基に作成したものでございます。

それでは、概要を説明させていただきます。項目は大きく4つに分けてございます。

「1 企業活動に関する統計の整備」ということで、企業活動統計の中における企活調査の位置付けのようなことについて、総括的な御議論をいただく。

「2 調査事項について」。

5ページ目でございますが、今回は調査事項の変更が中心でございますので、それに伴いまして、当然集計表も変わってくるということで「3 集計事項及び集計方法について」。

4点目は今回公表の早期化ということがございますので、公表の時期の問題。それから、有効活用について前回答申で言われていますので、この辺を御議論いただくということで、「4 結果の公表及び有効活用について」。以上の4点に整理してございます。

1 ページ目に戻っていただいて、1 の(1)では、基本計画の指摘事項について、先ほど情報通信業についてこういう対応を図っているということが説明されたわけでございますけれども、こういう対応でいいのかどうか。

(2)の前回答申で、～のように、各種統計との整合性等の確保や、調査対象範囲とか規模についての見直しということが言われているわけでございますけれども、こういったことについて適当なものになっているのかどうかというような御議論をいただく。

2の(1)が前回答申で、企活調査の定性的事項、定量的な事項について適切な設定になっているかどうかという話。それから、業種規模に応じた調査票の設計ということが言われてございますので、調査事項全体にわたり総論的にここで御議論いただく。

以下(2)は、基本的には今回の調査事項をア～シまで、全項目について、今回の改正が適当かということで設問を設けさせていただいております。これらについては、非常に多岐にわたりますので、例えば定性的な事項と定量的な事項、定量的な事項を幾つかに分けて、グルーピング化して御議論いただければどうかと考えているところでございます。

その中で、例えばウでございますが「(個別的留意点)」と書いてございます。これらにつきましては、私ども事務局が事前説明に伺ったときに、先生方からあらかじめいただいた視点というものを盛り込ませていただきました。

例えば親会社、子会社・関連会社の関係では、調査客体が事業持株会社である場合、それをちゃんと識別できるようにしておく必要があるのではないかとか、4の資産・負債等の関係では、今回、関係会社への投資額を把握することになっているわけですが、逆に他から受けた投資額を把握できるように、双方向の把握というものが必要なのではないか。それから、剰余金の配当金についても、同様に双方向でとらえる必要があるのではないかという視点でございます。

カの6の取引状況でございますが、この中で御指摘いただいたのは、輸出額について自社名義で通関をしたものだけを対象としているけれども、中小企業で多いと思われる商社経由のものを把握しなくていいのかどうかという視点でございます。

のところ、今回モノ以外のサービスの国際取引について、モノと同様に海外の地域ごとの把握とか、更に品目ごとの把握は必要ないのかどうかという視点でございます。

事業の外部委託の関係につきましても、先ほどもお話がございましたけれども、この定義というものは明確になっているのか。例えばゲームソフトの開発といったものは、どういう扱いになるのか。製造委託以外の外部委託について列挙されている事項があるわけですが、トータルベースでその金額を書くというのは、本当に簡単に書けることなのかどうか。例示に挙がっていない金融サービスというものは、どういう扱いになるのか。情報通信関係の外部委託で、最近クラウド・コンピューティングとかSaaSとかいろいろ出てきている。そういったものを把握する必要はないのか。海外の地域ごとや委託内容ごとに詳細に把握する必要はないのか。そういった視点もございました。

4 ページ目にあって、クの8の研究開発、能力開発の関係です。能力開発の関係では、やはり範囲、対象者なり対象経費というものは適当か。要は定義がはっきりしているのかどうかという視点でございます。それから、せっかく能力開発をとるのであれば、その対象となった人数までとる必要

があるのでないかという視点。親会社が企業グループ全体として行っているような能力開発が最近増えているのではないか。ならば、そういったものも把握する必要がないのかどうかという視点でございます。

9の技術の所有の関係でございますけれども、技術取引の内容は、先ほどお話にありました著作権の中でのソフトウェアというものがあるわけなんです、これは調査客体がちゃんと的確に判断して書けるようなものになっているかどうか。

この情報化の状況のところですが、これは今回削除することになっているわけですが、代替統計調査の結果から、これまで本調査で得られているような結果、代替のデータというものがちゃんと得られるのかどうかという視点でございます。

サとして、10の企業経営の方向について、企業経営の方向を把握する項目として、委員会設置会社かどうかとか、ストックオプション実施の有無、こういったものをとらえているわけですが、そのほか環境問題に関する取組みであるとか、企業の社会的責任への配慮状況など他に把握すべき事項はないのかといった視点でございます。

それから、委員会設置会社かどうか、社外取締役がいるかどうかというのは、言わば企業のガバナンスをとらえている。表面的な把握ではなくて、その内容についてもう少し具体的に把握するようにしないと、この項目の意味がないのではないかという視点でございます。

3の でございますが、これは本調査の回収結果を単純集計しているわけですが、欠測値についての補完推計、こういった措置が必要なのではないかという視点でございます。

4の結果の公表、有効利用につきましては、では、先ほど申し上げたように、前回答申で指摘されている各種調査とのデータリンケージの件、他調査との相互比較、集計・公表の仕組みの検討の件、長期時系列にわたるパネルデータを利用した結果の公表の件、こういったものについての的確に対応されているのかどうか。こういったことが視点としてあると考えております。

以上、ご説明したとおり、こういう事項ももっととったらどうかという視点も入れてございませうけれども、当然これについては記入者負担の軽減とのバランスの問題がございますので、その辺は併せて御議論いただければと考えているところでございます。

首藤部会長 ありがとうございます。

この論点メモについては、先ほどの専門委員の方々の御指摘の中でかなりいろんな問題点が出てきていると思いますので、それをもう一度事務局の方で整理し直していただいた方がよろしいのではないかと思います。調査の有効性とか効率性に関する論点もございませうし、質問項目の目的を明確にして、何を求めているのかということをはっきりと明らかにして質問の項目を決定すべきだという御意見とか、あるいはちゃんと答えられるような質問の仕方が必要ではないかとか、さまざまな御意見をいただいております。ここで追加と申し上げても、恐らくお話が出てきにくいのではないかと思いますので、是非そういう形でまとめ直して、次回整理をしていただければと思います。

時間がちょうど12時になりました。今日は企業活動に関する統計整備、基本計画での指摘事項への対応を中心に御審議いただきましたけれども、その中で質問項目の内容等に踏み込んだ御指摘もたくさんございました。

次回については、今お願いしましたように、事務局の方で論点を整理していただきまして、審議を進めていただくことにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ほかにもいろいろ御意見がとおりになると思いますけれども、部会長として皆様へのお願いでございますが、時間が限られておりますので、効率的に審議を進めるために、お気づきの点がありましたら、今日の点でもよろしいですし、調査事項及び調査票の文言とかあるいは集計事項等の詳細な部分、特にそれは1回の審議ではまとめ切れない、あるいは御指摘し切れないと思いますので、是非あらかじめ事務局まで電子メールによって御連絡をいただきたいと思います。御指摘の点につきまして、事務局でとりまとめて調査実施者において回答を作成して、次回の部会の資料として提出させていただくという方法をとりたいと思います。御協力よろしく願いいたします。

それでは、次回の部会日程につきまして、事務局の犬伏統計審査官から御説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 次回の部会は12月15日火曜日10時から、本日と同じこの場所で開催を予定しております。

それから、本日配付いたしました資料につきましては、次回以降の部会でも使いますので、忘れず御持参いただきたいと思っておりますが、委員、専門委員につきましては、必要なものだけお持ち帰りいただきまして、残りの資料は私どもで保管して、次回部会の際に席上にお配りするという形をとりたいと思います。

私からは以上です。

首藤部会長 ありがとうございました。本日の部会はこれで終了いたします。